

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成21年12月17日(2009.12.17)

【公表番号】特表2009-515861(P2009-515861A)
 【公表日】平成21年4月16日(2009.4.16)
 【年通号数】公開・登録公報2009-015
 【出願番号】特願2008-539501(P2008-539501)
 【国際特許分類】

A 6 1 K 31/18 (2006.01)
 A 6 1 K 39/395 (2006.01)
 A 6 1 K 31/69 (2006.01)
 A 6 1 K 31/454 (2006.01)
 A 6 1 K 31/573 (2006.01)
 A 6 1 K 31/475 (2006.01)
 A 6 1 K 31/704 (2006.01)
 A 6 1 K 31/198 (2006.01)
 A 6 1 P 43/00 (2006.01)
 A 6 1 P 35/00 (2006.01)
 A 6 1 P 35/02 (2006.01)
 A 6 1 K 38/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/18
 A 6 1 K 39/395 E
 A 6 1 K 39/395 T
 A 6 1 K 31/69
 A 6 1 K 31/454
 A 6 1 K 31/573
 A 6 1 K 31/475
 A 6 1 K 31/704
 A 6 1 K 31/198
 A 6 1 P 43/00 1 1 1
 A 6 1 P 43/00 1 2 1
 A 6 1 P 35/00
 A 6 1 P 35/02
 A 6 1 K 37/02

【手続補正書】

【提出日】平成21年10月26日(2009.10.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

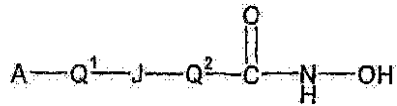
【特許請求の範囲】

【請求項1】

癌の治療に使用するための、ヒストンデアセチラーゼ阻害剤を含む医薬組成物であって、前記治療は、(i)前記ヒストンデアセチラーゼ阻害剤、および(ii)他の化学療法薬による治療を含んでなり、

ヒストンデアセチラーゼ阻害剤が、下記の式の化合物：

【化1】



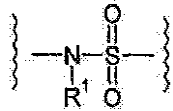
[式中、

Aは、非置換フェニル基であり、

Q¹は、共有結合、C₁₋₇アルキレン基、またはC₂₋₇アルケニレン基であり、

Jは

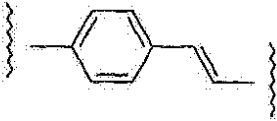
【化2】



であり、

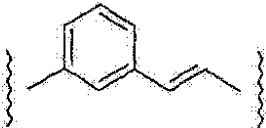
R¹は、水素、C₁₋₇アルキル、C₃₋₂₀ヘテロシクリル、C₅₋₂₀アリール、またはC₅₋₂₀アリール-C₁₋₇アルキルであり、Q²は

【化3】



または

【化4】



である]

ならびにそれらの製薬上許容される塩および溶媒和物から選択され、

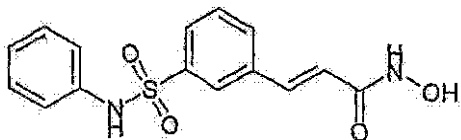
他の化学療法薬が、VEGFに対する抗体、アバスチン（登録商標）、CD20に対する抗体、リツキシマブ、ボルテゾミブ、サリドマイド、デキサメタゾン、ピンクリスチン、ドキソルビシン、およびメルフalanから選択される、

前記医薬組成物。

【請求項2】

ヒストンデアセチラーゼ阻害剤が、下記の式の化合物：

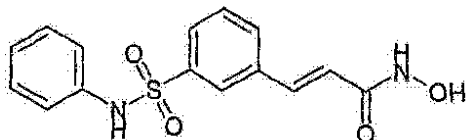
【化5】

ならびにその製薬上許容される塩および溶媒和物から選択される、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項3】

ヒストンデアセチラーゼ阻害剤が、下記の式の化合物：

【化6】

である、請求項2に記載の医薬組成物。

【請求項 4】

癌が固形腫瘍癌である、請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 つに記載の 医薬組成物。

【請求項 5】

癌が直腸癌、結腸癌もしくは卵巣癌である、請求項 4 に記載の 医薬組成物。

【請求項 6】

癌が血液の癌である、請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 つに記載の 医薬組成物。

【請求項 7】

血液の癌が多発性骨髄腫である、請求項 6 に記載の 医薬組成物。

【請求項 8】

血液の癌がリンパ腫である、請求項 6 に記載の 医薬組成物。

【請求項 9】

リンパ腫が非ホジキンリンパ腫 (NHL) である、請求項 8 に記載の 医薬組成物。

【請求項 10】

血液の癌が白血病である、請求項 6 に記載の 医薬組成物。

【請求項 11】

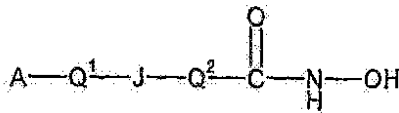
白血病が骨髄性白血病、リンパ球性白血病、急性骨髄性白血病 (AML)、慢性骨髄性白血病 (CML)、急性リンパ球性白血病 (ALL)、または慢性リンパ球性白血病 (CLL) である、請求項 10 に記載の 医薬組成物。

【請求項 12】

癌を治療するための薬剤の製造におけるヒストンデアセチラーゼ阻害剤の使用であって、前記治療は、(i) 前記ヒストンデアセチラーゼ阻害剤、および (ii) 他の化学療法薬による治療を含んでなり、

ヒストンデアセチラーゼ阻害剤が、下記の式の化合物：

【化 7】



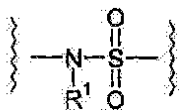
[式中、

A は、非置換フェニル基であり、

Q¹ は、共有結合、C₁₋₇アルキレン基、または C₂₋₇アルケニレン基であり、

J は

【化 8】

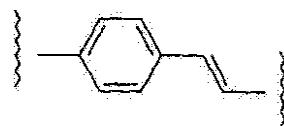


であり、

R¹ は、水素、C₁₋₇アルキル、C₃₋₂₀ヘテロシクリル、C₅₋₂₀アリール、または C₅₋₂₀アリール-C₁₋₇アルキルであり、

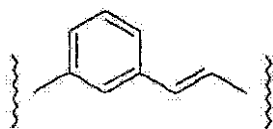
Q² は

【化 9】



または

【化 10】



である]

ならびにそれらの製薬上許容される塩および溶媒和物から選択され、

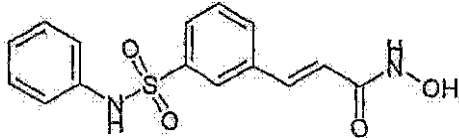
他の化学療法薬が、VEGFに対する抗体、アバスチン（登録商標）、CD20に対する抗体、リツキシマブ、ボルテゾミブ、サリドマイド、デキサメタゾン、ピンクリスチン、ドキソルビシン、およびメルファランから選択される、

前記使用。

【請求項 13】

ヒストンデアセチラーゼ阻害剤が、下記の式の化合物：

【化 11】

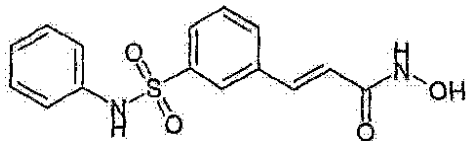


ならびにその製薬上許容される塩および溶媒和物から選択される、請求項 12 に記載の使用。

【請求項 14】

ヒストンデアセチラーゼ阻害剤が、下記の式の化合物：

【化 12】



である、請求項 13 に記載の使用。

【請求項 15】

癌が固形腫瘍癌である、請求項 12 ~ 14 のいずれか 1 つに記載の使用。

【請求項 16】

癌が直腸癌、結腸癌もしくは卵巣癌である、請求項 15 に記載の使用。

【請求項 17】

癌が血液の癌である、請求項 12 ~ 14 のいずれか 1 つに記載の使用。

【請求項 18】

血液の癌が多発性骨髄腫である、請求項 17 に記載の使用。

【請求項 19】

血液の癌がリンパ腫である、請求項 17 に記載の使用。

【請求項 20】

リンパ腫が非ホジキンリンパ腫（NHL）である、請求項 19 に記載の使用。

【請求項 21】

血液の癌が白血病である、請求項 17 に記載の使用。

【請求項 22】

白血病が骨髄性白血病、リンパ球性白血病、急性骨髄性白血病（AML）、慢性骨髄性白血病（CML）、急性リンパ球性白血病（ALL）、または慢性リンパ球性白血病（CLL）である、請求項 21 に記載の使用。

【請求項 23】

(a) ヒストンデアセチラーゼ阻害剤；ならびに、

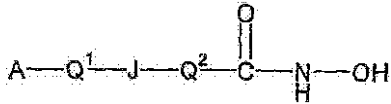
(b) 他の化学療法薬；

を含んでなる、キットまたはキット・オブ・パーツ（kit-of-parts）であって、

前記キットまたはキット・オブ・パーツは癌の治療法に使用するのに適しており、

ヒストンデアセチラーゼ阻害剤が、下記の式の化合物：

【化 1 3】



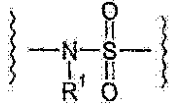
[式中、

A は、非置換フェニル基であり、

Q¹ は、共有結合、C₁₋₇アルキレン基、またはC₂₋₇アルケニレン基であり、

J は

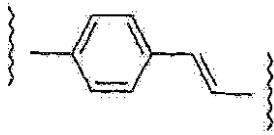
【化 1 4】



であり、

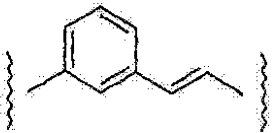
R¹ は、水素、C₁₋₇アルキル、C₃₋₂₀ヘテロシクリル、C₅₋₂₀アリール、またはC₅₋₂₀アリール-C₁₋₇アルキルであり、Q² は

【化 1 5】



または

【化 1 6】



である]

ならびにそれらの製薬上許容される塩および溶媒和物から選択され、

他の化学療法薬が、VEGFに対する抗体、アバスチン（登録商標）、CD20に対する抗体、リツキシマブ、ボルテゾミブ、サリドマイド、デキサメタゾン、ビンクリスチン、ドキシルピシン、およびメルファランから選択される、

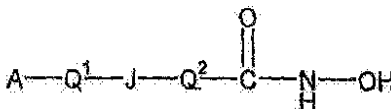
前記キットもしくはキット・オブ・パーツ。

【請求項 2 4】

血液の癌を治療する方法に使用するための、ヒストンデアセチラーゼ阻害剤を含む医薬組成物であって、

ヒストンデアセチラーゼ阻害剤が、下記の式の化合物：

【化 1 7】



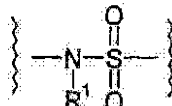
[式中、

A は、非置換フェニル基であり、

Q¹ は、共有結合、C₁₋₇アルキレン基、またはC₂₋₇アルケニレン基であり、

J は

【化 1 8】

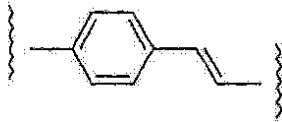


であり、

R¹ は、水素、C₁₋₇アルキル、C₃₋₂₀ヘテロシクリル、C₅₋₂₀アリール、またはC₅₋₂₀アリール-C₁₋₇アルキルであり、

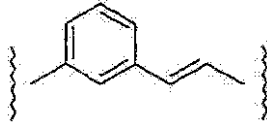
Q² は

【化 1 9】



または

【化 2 0】



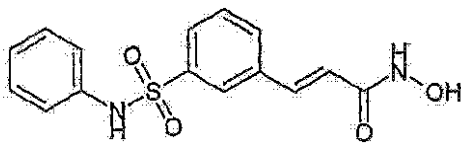
である]

ならびにそれらの製薬上許容される塩および溶媒和物から選択される、前記医薬組成物。

【請求項 2 5】

ヒストンデアセチラーゼ阻害剤が、下記の式の化合物：

【化 2 1】

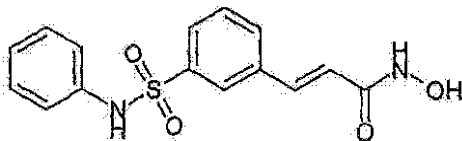


ならびにその製薬上許容される塩および溶媒和物から選択される、請求項 2 4 に記載の医薬組成物。

【請求項 2 6】

ヒストンデアセチラーゼ阻害剤が、下記の化合物：

【化 2 2】



である、請求項 2 5 に記載の医薬組成物。

【請求項 2 7】

血液の癌が多発性骨髄腫である、請求項 2 4 ~ 2 6 のいずれか 1 つに記載の医薬組成物。

【請求項 2 8】

血液の癌がリンパ腫である、請求項 2 4 ~ 2 6 のいずれか 1 つに記載の医薬組成物。

【請求項 2 9】

リンパ腫が非ホジキンリンパ腫 (NHL) である、請求項 2 8 に記載の医薬組成物。

【請求項 3 0】

血液の癌が白血病である、請求項 2 4 ~ 2 6 のいずれか 1 つに記載の医薬組成物。

【請求項 3 1】

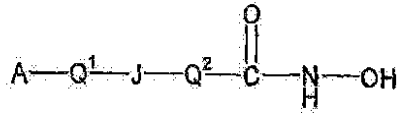
白血病が骨髄性白血病、リンパ球性白血病、急性骨髄性白血病 (AML)、慢性骨髄性白血病 (CML)、急性リンパ球性白血病 (ALL)、または慢性リンパ球性白血病 (CLL) である、請求項 3 0 に記載の医薬組成物。

【請求項 3 2】

血液の癌を治療するための薬剤の製造におけるヒストンデアセチラーゼ阻害剤の使用であって、

ヒストンデアセチラーゼ阻害剤が、下記の式の化合物：

【化 2 3】



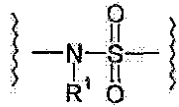
[式中、

A は、非置換フェニル基であり、

Q¹ は、共有結合、C₁₋₇アルキレン基、またはC₂₋₇アルケニレン基であり、

J は

【化 2 4】

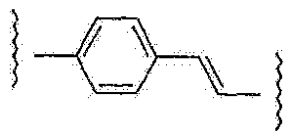


であり、

R¹ は、水素、C₁₋₇アルキル、C₃₋₂₀ヘテロシクリル、C₅₋₂₀アリール、またはC₅₋₂₀アリール-C₁₋₇アルキルであり、

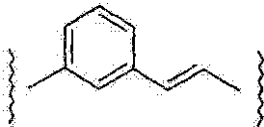
Q² は

【化 2 5】



または

【化 2 6】



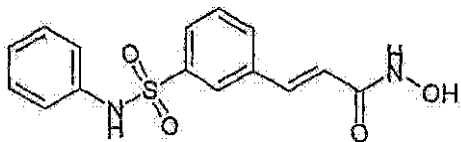
である]

ならびにそれらの製薬上許容される塩および溶媒和物から選択される、前記使用。

【請求項 3 3】

ヒストンデアセチラーゼ阻害剤が、下記の式の化合物：

【化 2 7】

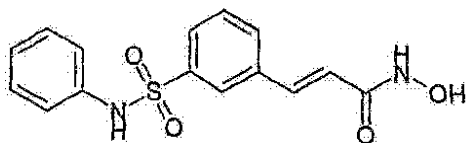


ならびにその製薬上許容される塩および溶媒和物から選択される、請求項 3 2 に記載の使用。

【請求項 3 4】

ヒストンデアセチラーゼ阻害剤が、下記の式の化合物：

【化 2 8】



である、請求項 3 3 に記載の使用。

【請求項 3 5】

血液の癌が多発性骨髄腫である、請求項 3 2 ~ 3 4 のいずれか 1 つに記載の使用。

【請求項 3 6】

血液の癌がリンパ腫である、請求項 3 2 ~ 3 4 のいずれか 1 つに記載の使用。

【請求項 37】

リンパ腫が非ホジキンリンパ腫（NHL）である、請求項 36 に記載の使用。

【請求項 38】

血液の癌が白血病である、請求項 32 ~ 34 のいずれか 1 つに記載の使用。

【請求項 39】

白血病が骨髄性白血病、リンパ球性白血病、急性骨髄性白血病（AML）、慢性骨髄性白血病（CML）、急性リンパ球性白血病（ALL）、または慢性リンパ球性白血病（CLL）である、請求項 38 に記載の使用。